

お手続きの際の留意点

留意点1

ロールオーバーを希望される場合、翌年の NISA 契約状況によって、**ロールオーバーのお手続きに加えて**以下のお手続きが必要です。

翌年の NISA 契約状況は、同封の「非課税期間終了対象残高のお知らせ」の【翌年の NISA 契約状況】欄をご覧ください。

① 翌年の NISA 契約状況が「契約なし」のお客さま

2020 年に当金庫に一般 NISA の勘定が設定されるよう、「**非課税適用確認書の交付申請**」または「**金融機関変更**」のお手続きが必要です。

※当金庫にマイナンバーのご提出をいただいていない場合は、併せてマイナンバーのご提出が必要です。

※「非課税適用確認書の交付申請」および「金融機関変更」のお手続きには時間を要する場合がございます。お早めにお取引店までご連絡ください。

② 翌年の NISA 契約状況が「つみたて NISA 契約あり」のお客さま

2020 年に一般 NISA の勘定が設定されるよう、「**勘定変更**」のお手続きが必要です。

③ 翌年の NISA 契約状況が「一般 NISA 契約あり」のお客さま

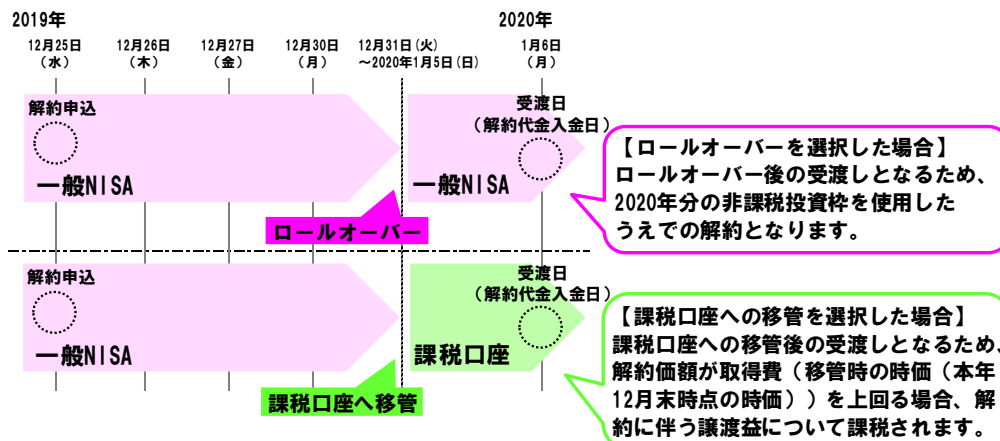
ロールオーバーのお手続きに加えてのお手続きは必要ありません(ロールオーバーのお手続きは必要です)。

留意点2

2015 年中に一般 NISA で購入した投資信託を本年中に解約することを希望される場合、本年中に解約申込を行っていただいた場合であっても、**受渡日*** (解約代金の入金日) が 2020 年 1 月となった場合には、以下の図のような取扱いとなります。

※銘柄ごとの受渡日は、目論見書をご覧ください。また、申込受付中止日 (目論見書をご覧ください) には、解約申込を受け付けることができませんのでご注意ください。

＜受渡日が解約申込日から起算して5営業日目の場合＞



ご留意事項

- ・「非課税口座内上場株式等移管依頼書」または「一般口座への移管依頼書」のご提出がなかった場合 (書類の不備等により受理できなかった場合を含みます) には、2015 年に一般 NISA で購入した投資信託は課税口座 (当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座) に移管されますのでご注意ください。
- ・ロールオーバーまたは課税口座への移管処理後、お手続きが完了した旨の通知書を送付します (2020 年 1 月予定)。
- ・住所、氏名等の届出事項に変更が生じた場合、お取引店にお申出いただき、変更手続きをお済ませください。
- ・本書面に記載のいずれのご選択が有利となるかは、将来の投資信託価額の推移や、お客さまの他のお取引状況により異なります。

ご不明な点、お手続きの詳細等については、お取引店までお問い合わせください。

- ・上記記載内容は、2019 年 7 月現在の情報にもとづいて作成しております。制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。
- ・本書面は、制度に関する一般的な内容を記載したものです。税務や法律に関する個別、具体的なご対応については必ず税理士・弁護士等の専門家とご相談ください。